

平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名：株式会社 新生銀行
代表者名：代表執行役社長 ティエリー ポルテ
(コード番号：8303 東証第一部)

新生信託銀行株式会社に対する行政処分について

当行子会社である新生信託銀行株式会社は、本日、金融庁より、銀行法第 26 条第 1 項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 8 条の 2 に基づく行政処分（不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる業務停止命令）を受けました。

今回の行政処分の理由は、不動産管理処分信託業務において、引き受けを行おうとする不動産の受託審査・査定を適正に行わないなど信託法第 20 条及び信託業法第 28 条第 2 項（いわゆる善管注意義務）違反などの法令違反行為が認められたこと、法令等遵守（コンプライアンス）及び経営管理(ガバナンス)態勢などに重大な不備が認められたことにあります。

当行は、今回の同行に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

なお、今回、行政処分を受けるに至った事実に関与した同行の関係者を厳正に処分するとともに、親会社である当行の経営管理責任を明確にするため、社長及び副社長について報酬 20% カット（3 か月）、担当本部長 2 名について報酬 30% カット（3 か月）とする処分を行います。

以 上